

## 県内の派遣労働者数は13,400人

～労働者派遣事業の平成20年度事業報告の集計結果について～

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。）に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書（以下「報告書」という。）が厚生労働大臣に提出されているところである。

この資料は、平成20年度中（平成20年4月1日から平成21年3月末日まで）に事業年度が終了し報告書を提出した、青森県内の派遣元事業所（一般労働者派遣事業所111事業所、特定労働者派遣事業所218事業所）の事業運営状況について取りまとめたものである。

### 【概要】

- |   |                  |                |                |
|---|------------------|----------------|----------------|
| 1 | 派遣労働者数（注1）       | 13,463人        | （対前年度比0.2%減）   |
|   | 常用換算派遣労働者数（注2）   | 7,896人         | （対前年度比24.6%増）  |
|   | （1）一般労働者派遣事業     |                |                |
|   | …常用雇用労働者         | 3,543人         | （対前年度比4.0%減）   |
|   | 登録者              | 8,525人         | （対前年度比9.5%減）   |
|   | 常用雇用以外の労働者（常用換算） | 2,958人         | （対前年度比30.4%増）  |
|   | （2）特定労働者派遣事業     |                |                |
|   | …常用雇用労働者         | 1,395人         | （対前年度比273.0%増） |
| 2 | 派遣先件数            | 2,808件         | （対前年度比10.1%減）  |
|   | （1）一般労働者派遣事業     | 2,531件         | （対前年度比16.4%減）  |
|   | （2）特定労働者派遣事業     | 277件           | （対前年度比188.5%増） |
| 3 | 年間売上高            | 総額193億2,879万円  | （対前年度比8.2%増）   |
|   | （1）一般労働者派遣事業     | 147億8,118万円    | （対前年度比10.2%減）  |
|   | （2）特定労働者派遣事業     | 45億4,761万円     | （対前年度比224.3%増） |
| 4 | 派遣料金（8時間換算）（注3）  |                |                |
|   | （1）一般労働者派遣事業     | 11,907円（平均）    | （対前年度比7.3%増）   |
|   | （2）特定労働者派遣事業     | 19,805円（平均）    | （対前年度比0.2%減）   |
| 5 | 派遣労働者の賃金（8時間換算）  |                |                |
|   | （1）一般労働者派遣事業     | 8,232円（事業所平均）  | （対前年度比8.0%増）   |
|   | （2）特定労働者派遣事業     | 12,161円（事業所平均） | （対前年度比0.2%減）   |

(注1)

「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における派遣労働者数の合計とした。

「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

(注2)

「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者(常用換算)数並びに特定労働者派遣事業における派遣労働者数の合計とした。

「常用雇用以外の労働者(常用換算)」は、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等(登録者のうち派遣された者を含む。)を常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの)したものである。

(注3)

「派遣料金」は労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである。

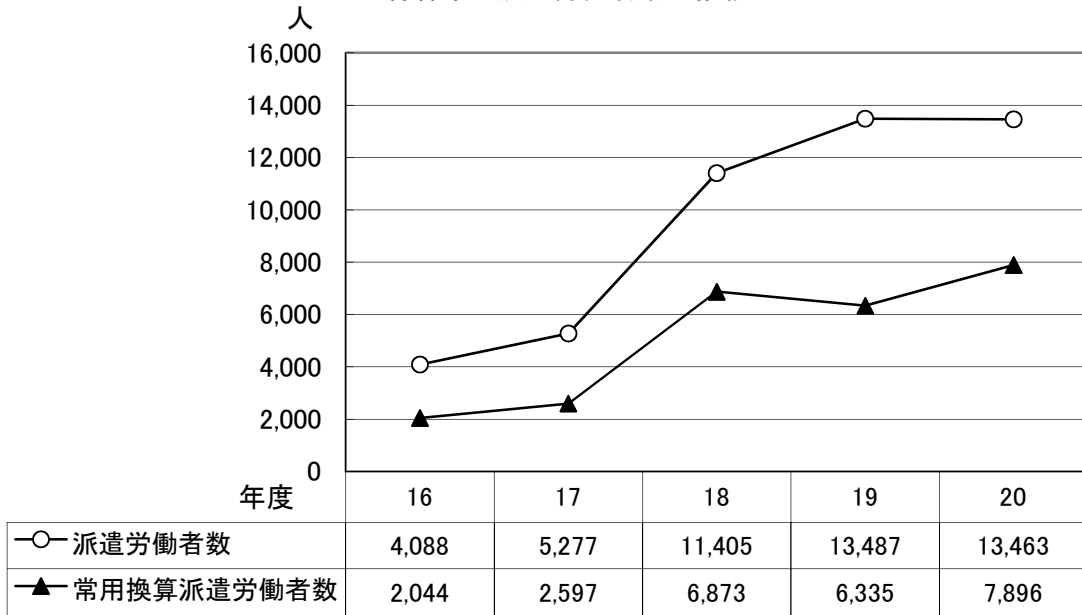
(参考1)

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業)であり、許可制となっている。

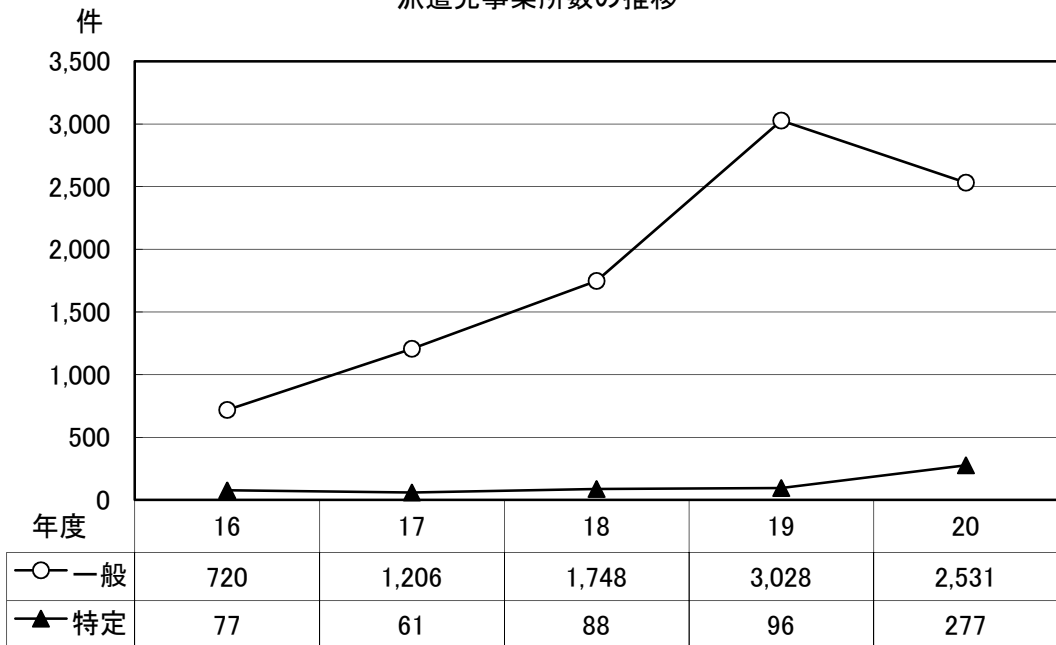
(参考2)

特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

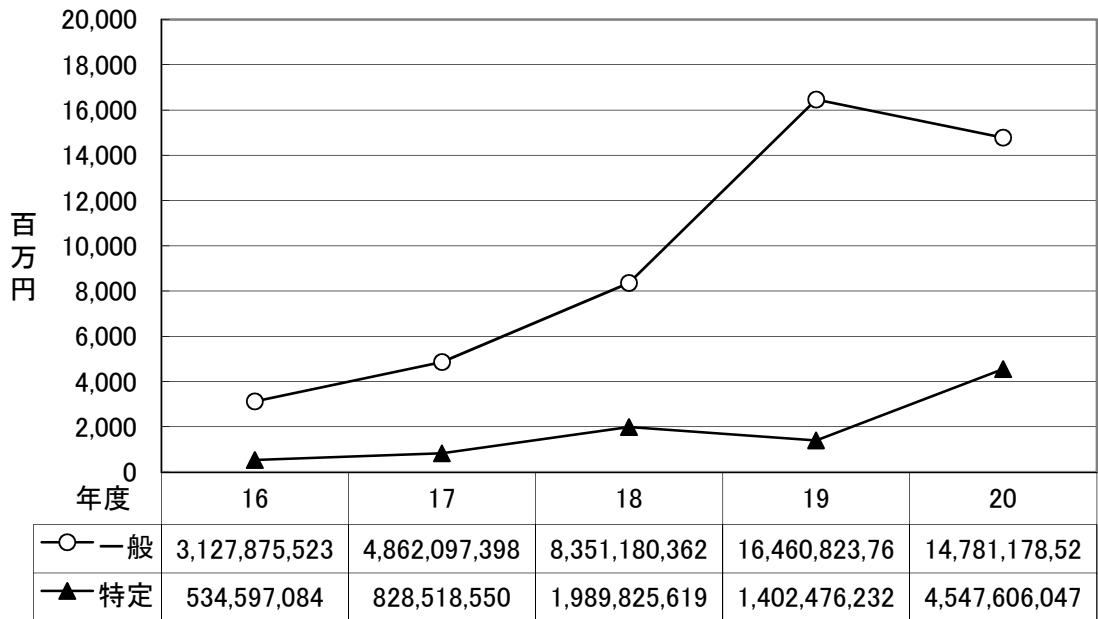
青森県の派遣労働者数の推移



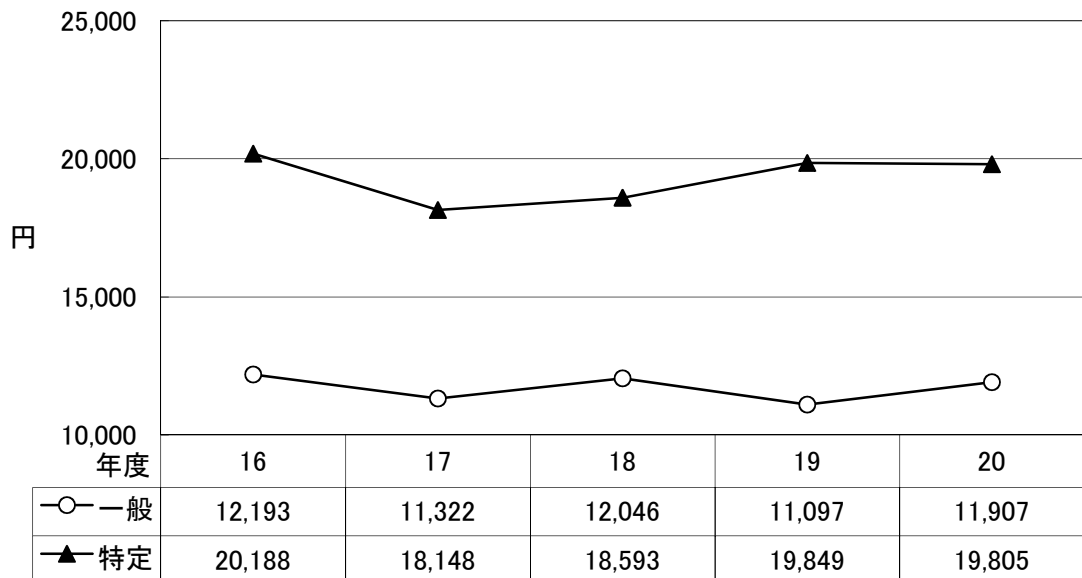
派遣先事業所数の推移



青森県の派遣事業所売上高推移



青森県の派遣料金の推移



派遣労働者の賃金

